主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人木村健一、同徳永健の上告理由について。

時効により不動産の所有権を取得しても、その登記がないときは、時効完成後旧所有者から所有権を取得し登記を経た第三者に対し、所有権の取得を対抗できないことは、当裁判所の判例(最高裁判所昭和三〇年(オ)第一五号、同三三年八月二八日第一小法廷判決、民集一二巻一二号一九三六頁)とするところであり、いまこれを変更すべきものとは認められない。論旨は、右と異なる独自の見地に立つて原判決を非難するものであつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

太 隹	正	本	松	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
郷	/ \	根	関	裁判官